【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月23日
【計算期間】	第　４　期(自　平成22年12月28日　至　平成23年12月26日)
【ファンド名】	MHAMインカム追求型株価参照ファンド07-12
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　田 中　慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長　三 木 谷　正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円建て債券（以下「ユーロ円債」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目指します。

② 200億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表　　（注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉となる資産）	補足分類
●単位型投信 追加型投信	●国　内 海　外 内　外	●株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 ●特殊型（条件付運用型）

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型（条件付運用型）	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、括弧内の記載は当該分類の属性区分における小分類を表す。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　　（注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産（実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株 ●債券 一般 公債 社債 ●その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	●年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ブル・ベア型 ●条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
債券・その他債券	目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年１回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
条件付運用型	目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託者が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注３）当ファンドは、国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円債に投資を行いますが、当該ユーロ円債は、主として日経平均株価の動きに応じて償還価格が決定される性質を有します。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年12月27日 当ファンドにかかる信託契約締結・設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み

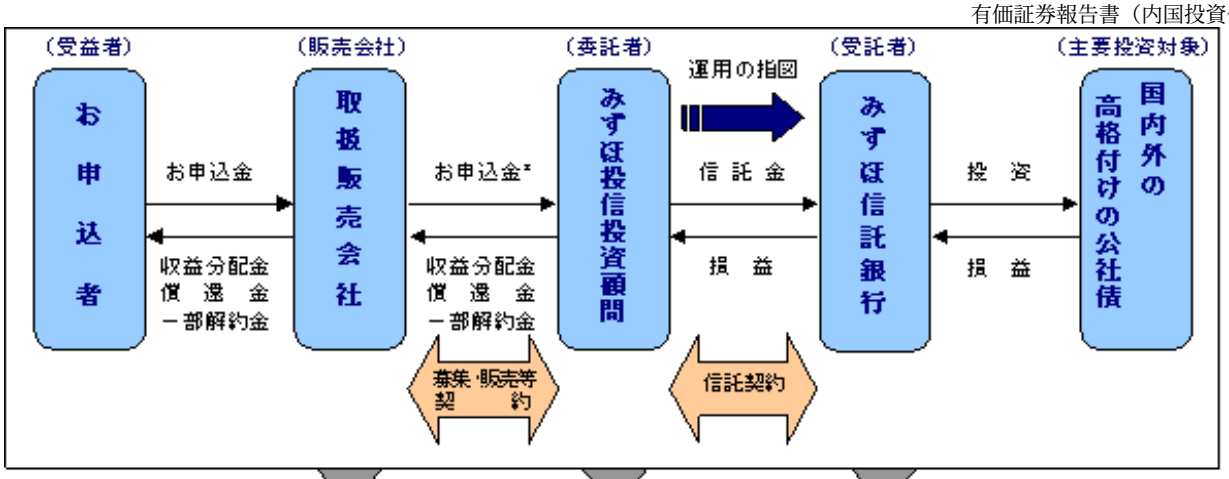

販売会社は委託者との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。
(1)受益権の募集の取扱い・販売
(2)受益者の請求に基づく一部解約事務
(3)受益者からの受益権の買取り
(4)受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
(5)受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
(6)受益者に対する目論見書、信託約款、運用報告書等の交付　等

委託者は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託者は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

＊ お申込金は、委託者の指定する口座を経由して受託者の指定するファンド口座（受託者が再信託をしている場合は、当該再信託受託者の指定するファンド口座）に払い込まれます。

② 委託会社の概況

1 資本金の額 20億4,560万円(平成24年２月末日現在)

2 会社の沿革

昭和39年５月26日　「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日　「株式会社第一勧業投資顧問」「勧角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日　「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日　「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3．大株主の状況(平成24年２月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目５番１号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

② 運用方法

1 主要投資対象

国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円建て債券(以下「ユーロ円債」といいます。)を主要投資対象とします。

2 投資態度

a 当ファンドが主要投資対象とする国内外の公社債は、以下の性質を有し、かつ当ファンドの信託期間終了日前に償還されるユーロ円債とします。

ｉ．当ファンドの第１期から第４期までに設定された判定日(毎年12月８日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。以下同じ。)における日経平均株価が、当初株価（当ファンドの設定日から３営業日の日経平均株価の平均値(小数点第３位切り捨て)をいいます。以下同じ。）比100%以上の水準であれば、直後の利払日にあらかじめ定められた価格で繰上償還します。

(注) 日経平均株価は、各該当日における大引け終値を対象とします。（以下同じ。）

ⅱ．上記ｉ．による繰上償還が行われなかった場合、株価観測期間中（当ファンドの設定日から起算して４営業日目から当ファンドの満期償還日の11営業日前までをいいます。以下同じ。）の日経平均株価が当初株価比60%(小数点第３位切り捨て。以下同じ。)未満の水準に下落するか否かにより、以下のように償還価格が決定します。

イ．株価観測期間中の日経平均株価が当初株価比60%未満の水準に下落しなかった場合には、あらかじめ定められた価格で償還します。

ロ．株価観測期間中の日経平均株価が当初株価比60%未満の水準に下落した場合は、最終株価（当ファンドの満期償還日の11営業日前の日経平均株価をいいます。）の当初株価比に連動した価格（ただし、あらかじめ定められた価格を上限とします。）で償還します。

ⅲ．各利払い日にはあらかじめ定められた額の利払いを行います。さらに、第２期以降の判定日もしくは株価観測期間最終日における日経平均株価が当初株価比85%(小数点第３位切り捨て)以上の水準であれば、直後の利払い日に、一定額を加算した額の利払いを行います。

(注) 日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。当ファンドを日本経済新聞社が保証するものではありません。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

b 主要投資対象とするユーロ円債は、組入れ時にAA-もしくはAa3以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とすることを基本とします。(格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託者が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

c 原則として、投資適格のユーロ円債を可能な限り高位に組入れ、信託期間中、組入れたユーロ円債の銘柄の入れ替えは原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の格付けまたは発行体の格付けが大きく低下した場合等には、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあります。この場合、当ファンドの運用方針が達成されない可能性があります。

d 第１期から第４期までの判定日における日経平均株価が、当初株価比100%以上の水準であれば、直後の決算日(計算期間終了日)に信託契約を解約し、信託を終了します。(以下「早期償還」といいます。)

e 市場動向やファンドの資金事情および日経平均株価の改廃その他の特殊な状況等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a 有価証券

b デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。）

c 金銭債権

d 約束手形（aに掲げるものに該当するものを除きます。）

2 次に掲げる特定資産以外の資産

a 為替手形

② 有価証券

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1 国債証券

2 地方債証券

3 特別の法律により法人の発行する債券

4 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)

6 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

7 コマーシャル・ペーパー

8 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から７までの証券または証書の性質を有するもの

9 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１から５までの証券および８の証券または証書のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、６の証券および８の証券または証書のうち６の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。

③ 金融商品

委託者は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1 預金

2 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

1．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。

2．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。

3．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。

4．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行

われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。

５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成23年12月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② ファンドの投資プロセス

１ 当ファンドは公社債の組入れにあたり、前記（1）投資方針 ② 運用方法 ２ 投資態度ａに記載される性質を有するユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。

２ 主要投資対象とするユーロ円債は、組入れ時にAA-もしくはAa3以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とすることを基本とします。(格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託者が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

３ 原則として、投資適格のユーロ円債を可能な限り高位に組入れ、信託期間中は組入れたユーロ円債の銘柄の入れ替えは原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の格付けまたは発行体の格付けが大きく低下した場合等には、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあります。この場合、当ファンドの運用方針が達成されない可能性があります。

《組入れるユーロ円債の発行体について》

・組入れるユーロ円債は、ＵＢＳ銀行 ＡＧ ロンドン（ＵＢＳ銀行ロンドン支店）［格付：A(Ｓ＆Ｐ)／Aa3(Moody’s)］およびシティバンク インターナショナル ピーエルシー［格付：A(Ｓ＆Ｐ)／A2(Moody’s)］が発行するユーロ円債。

・格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ(Ｓ＆Ｐ)社またはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody’s)社によるものを記しています。(平成24年２月10日現在)

〈ファンドの特色〉

Ⅰ 年1回の分配目標：年1回の決算日に、目標分配額を支払うことを目指します。目標分配額は、第1期629円、第2期以降は各期100円です。(注)

Ⅱ ボーナス分配：第2期以降の判定日※1における日経平均株価および株価観測期間※2最終日における日経平均株価（＝最終株価※3）がボーナス獲得水準［当初株価※4の85%］以上であった場合には、それぞれ上記「Ⅰ」の目標分配額100円にさらにボーナス分配額100円を加算して支払うことを目指します。(注)

（注）早期償還する場合、次の期以降に予定されていた目標分配額およびボーナス分配額は支払われません。また、早期償還および満期償還時の目標分配額およびボーナス分配額は、償還価額に含まれて支払われます。

Ⅲ 早期償還条項付：年1回の判定日に、日経平均株価が早期償還水準［当初株価の100%］以上であった場合、直後の決算日に投資元本（1口当たり1万円）＋目標分配額で早期償還することを目指します。

（第2期から第4期で早期償還する場合は、投資元本＋目標分配額に加え、上記「Ⅱ」のボーナス分配額を加算した価額で早期償還することを目指します。）

Ⅳ 条件付元本確保：早期償還されない場合でも、株価観測期間中の日経平均株価が以下のいずれかの条件を満たしている場合には、満期償還時に投資元本を確保することを目指します。

（投資元本を確保した価額に、上記「Ⅰ」の目標分配額および最終株価が当初株価比85%以上となった場合は、上記「Ⅱ」のボーナス分配額を加算した価額での償還を目指します。）

① 一度もワンタッチ水準［当初株価の60%］を超えて下落していない。
② ワンタッチ水準を超えて下落したが、最終株価が当初株価比100%以上となった。

なお、ワンタッチ水準を超えて下落し、かつ最終株価が当初株価を下回った場合には、最終株価の当初株価比に連動した価額（目標分配額およびボーナス分配額加算前）による償還を目指すため、満期償還時の目標分配額およびボーナス分配額加算前の償還価額（目標）は10,000円未満となります。

※各投資成果は、当ファンドが目標とするものであり、実際の投資成果を保証するものではありません。詳しくは「ご注意事項」をご覧ください。

【用語説明】

※1 判　定　日：毎年12月8日（休業日の場合は翌営業日）とします。（＊第5期は判定日はありません。）
※2 株価観測期間：平成20年1月7日から平成24年12月10日までの期間をいいます。
※3 最 終 株 価：平成24年12月10日の日経平均株価をいいます。
※4 当 初 株 価：平成19年12月27日から平成20年1月4日の3営業日の日経平均株価の平均値（小数点第3位切り捨て）をいいます。なお、早期償還水準（＝当初株価）、ボーナス獲得水準およびワンタッチ水準についても小数点第3位切り捨てとします。

（注）日経平均株価は、該当日における大引け終値を対象とします。なお、日程は、平成19年11月19日時点において知りうる暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合は変更されることがあります。

〈早期償還／継続運用(満期償還)のイメージ〉

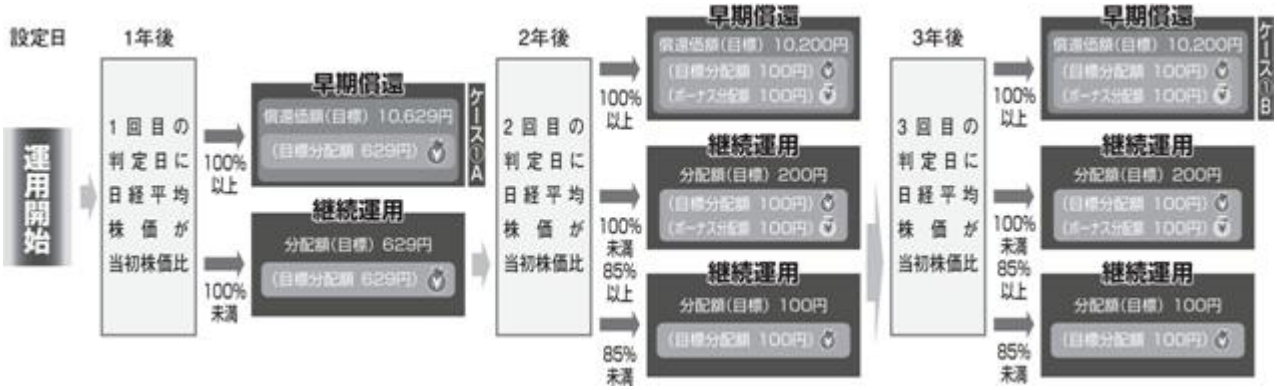

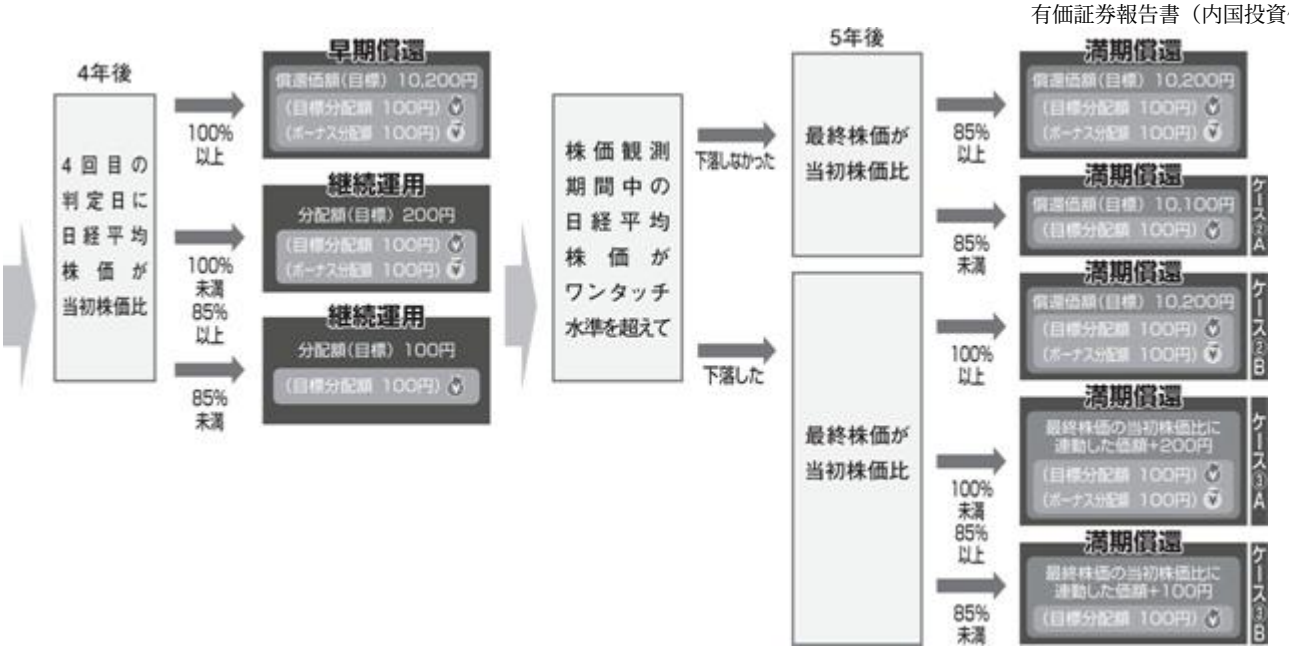

（注）早期償還および満期償還時の目標分配額およびボーナス分配額は、償還価額に含まれて支払われます。

＜償還価額(目標)および分配額(目標)の見方＞

償還価額(目標)には目標分配額100円およびボーナス分配額100円が含まれます。なお、設定日から1年後に早期償還される場合はボーナス分配額は支払われません。

ボーナス分配額100円がある場合は、目標分配額100円に加算して分配額(目標)は、200円支払われます。

ボーナス分配額100円がある場合は、目標分配額100円に加算して償還価額(目標)は、10,200円支払われます。

〈各期の目標分配額・ボーナス分配額・判定日・早期償還日〉

	目標分配額	ボーナス分配額	判定日	早期償還日（決算日）
第１期	629円	－	平成20年12月8日	平成20年12月26日
第２期	100円	100円	平成21年12月8日	平成21年12月28日
第３期	100円	100円	平成22年12月8日	平成22年12月27日
第４期	100円	100円	平成23年12月8日	平成23年12月26日
第５期	100円	100円	－	－

〈ファンドのスケジュールと償還パターン・償還価額(目標)のイメージ〉

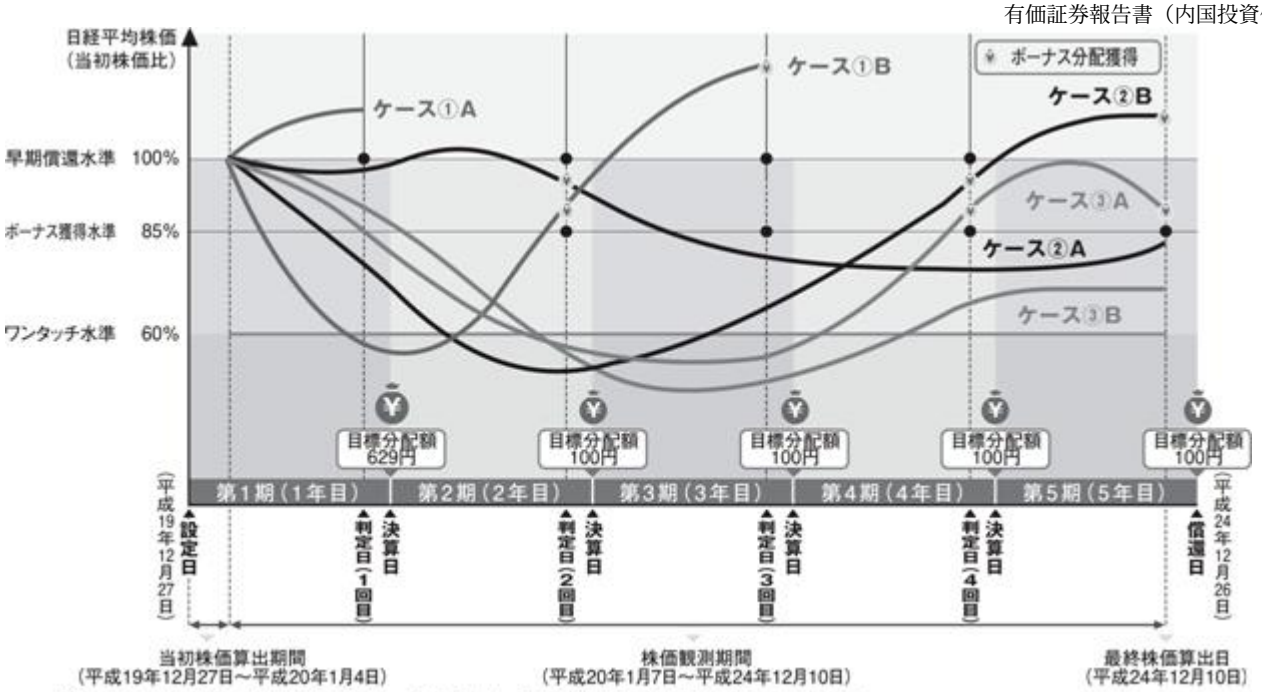

（注）上記は償還パターンを説明するイメージ図であり、実際の推移を示唆するものではありません。

ケース①
早期償還
（元本確保ケース）

A 第1期の判定日に早期償還水準以上となったので、
第1期の決算日に投資元本＋目標分配額（＝10,629円）で早期償還します。

B 株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落しましたが、第3期の判定日に早期償還水準以上となったので、第3期の決算日に投資元本＋目標分配額＋ボーナス分配額（＝10,200円）で早期償還します。
［累積分配額（第2期・第3期のボーナス分配額各100円を含みます。）1,029円］

ケース②
満期償還
（元本確保ケース）

A 判定日に早期償還水準以上になりませんでしたが、株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落しなかったので投資元本を確保して投資元本＋目標分配額（＝10,100円）で満期償還します。
［累積分配額（第2期のボーナス分配額100円を含みます。）1,129円］

B 判定日に早期償還水準以上にならず、株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落しましたが、最終株価が当初株価比100％以上となりましたので、投資元本を確保して投資元本＋目標分配額＋ボーナス分配額（＝10,200円）で満期償還します。［累積分配額（第4期・第5期のボーナス分配額各100円を含みます。）1,229円］

ケース③
満期償還
（元本割れケース）

A 判定日に早期償還水準以上にならず、株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落したうえ、最終株価が当初株価比85％以上100％未満まで下落したため、最終株価の当初株価比に連動した価額＋目標分配額（100円）＋ボーナス分配額（100円）で満期償還します。［累積分配額（第4期・第5期のボーナス分配額各100円を含みます。）1,229円］
例）最終株価が当初株価比90％となった場合
償還価額（目標）は10,000円×90％＋200円＝9,200円となります。

B 判定日に早期償還水準以上にならず、株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落したうえ、最終株価が当初株価比85％未満まで下落したため、最終株価の当初株価比に連動した価額＋目標分配額（100円）で満期償還します。［累積分配額1,029円］
例）最終株価が当初株価比75％となった場合
償還価額（目標）は10,000円×75％＋100円＝7,600円となります。

（注）累積分配額は、償還価額（目標）に含まれる目標分配額およびボーナス分配額を合わせた累積額です。

○本書における償還価額（目標）、目標分配額およびボーナス分配額（分配額（目標）および累積分配額を含みます。以下同じ。）などの各投資成果は、当ファンドが投資対象とするユーロ円債に全額投資を行い、かつ条件通りにその利払および償還が受けられたと仮定したものであり、途中換金時のものではなく、実際の運用成果を保証するものではありません。なお、税額は考慮しておりません。
また、目標分配額およびボーナス分配額については平成19年11月１日現在における投資環境に基づくものであり、実際に組入れることとなるユーロ円債の利払額およびそれに基づく当ファンドの目標分配額およびボーナス分配額は、当ファンドの設定日に決定されます。
※ 当ファンドの組入れ公社債等の取引やファンドの運営に予想外の費用（税率の変更等を含みます。）等が必要となった場合などには、ファンドの当初の運用目標が達成されないことがあります。
○本書における償還価額（目標）、目標分配額およびボーナス分配額は、すべて１口当たりの額を表示しております。
○日程については、平成19年11月19日時点において知りうる暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合は変更されることがあります。

③ 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託者に対して、委託者は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業

務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

各計算期末における収益の分配は、次の方法により行います。

1 分配対象収益の範囲は、元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。

2 分配金額は、委託者が信託契約締結時に組入れるユーロ円債の利払条件等を基に各期において目標とする分配額を定めます。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

～目標分配額およびボーナス分配額について～

＜目標分配額＞

１口当たり：第１期 629円、第２期～第５期 100円

＜ボーナス分配額＞

１口当たり：第２期～第５期 100円

※目標分配額およびボーナス分配額は、組入れられるユーロ円債の利払（クーポン）条件に大きく影響を受けるものであり、当該利払金からファンドの信託報酬等を控除した後、各計算期末において分配が可能と見込まれる額をいいます。なお、その額は、ファンド設定時における株式市場の予想変動率ならびに金利環境等を基に決定されます。

※上記の目標分配額およびボーナス分配額は、平成19年11月１日時点における投資環境に基づくもので、最終的な目標分配額およびボーナス分配額ではありません。

※目標分配額およびボーナス分配額は、当ファンドが目標とする分配額を示すものであり、実際に支払われる収益分配金の金額を保証するものではありません。なお、目標分配額にボーナス分配額を加算した額を分配額(目標)という場合があります。

※最終的な目標分配額およびボーナス分配額は、ファンド設定日以降、お申込みの販売会社を通じてお知らせいたします。

② 収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

① 株式（約款 運用の基本方針 運用方法（3）投資制限、約款第17条および約款第18条）

1 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

2 委託者が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株式割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

3 前記２の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場されることが

確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

4 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

② 外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法（3）投資制限および約款第14条）

外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の転換社債等（約款 運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限および約款第19条）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

④ 有価証券先物取引等（約款第20条）

1 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

a 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

b 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、１および２で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

2 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

b 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ１および２で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑤ 有価証券の貸付（約款第26条）

1 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2 上記１に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑥ 資金の借入れ（約款第27条）

１ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴なう支払資金の手当て(一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とし、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲とします。

３ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑦ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託者は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当ファンドの純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うこと、または継続することを受託者に指図しないものとします。

３ 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主として国内外の高格付けの公社債など値動きのある証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預金商品や保険商品ではなく預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。なお、当ファンドにおいて想定される主なリスクは以下の通りです。

① 市場リスク

当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債の価格は、主に日経平均株価の変化や金利の変化その他の要因により変動します。通常の債券と同様に、金利の変動はユーロ円債の価格が変動する要因となるうえ、ユーロ円債の償還条件は日経平均株価の動きに応じて決定されるため、日経平均株価の変化や金利の変化等に応じてユーロ円債の価格は変動します。ユーロ円債の価格が下落した場合には当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

お申込み時における市場リスク：前述の、2 投資方針（3）運用体制 ②ファンドの投資プロセスおよび（4）分配方針に記載されている目標分配額およびボーナス分配額(分配額(目標)および累積分配額を含みます。以下同じ。)ならびに償還価額(目標)は、当ファンドの募集期間中には決定されておりません。実際の当ファンドの目標分配額およびボーナス分配額ならびに償還価額(目標)は、設定日において、その時点における日経平均株価の予想変動率ならびに金利環境等に基づいて決定されます。また、当初株価、早期償還水準、ボーナス獲得水準およびワンタッチ水準に該当する株価は設定日から３営業日の日経平均株価の大引け終値の平均値によりそれぞれ決定されます。当ファンドの取得のお申込みは設定日の前々営業日までに行っていただくことになりますので、各投資家の皆様は、お申込みをされる際には、市場動向等をご自身でご判断のうえ、目標分配額およびボーナス分配額ならびに償還価額(目標)が前述のシミュレーションに示されている仮定条件と同じではない可能性があること、および組入れられるユーロ円債に適用される諸条件が未確定であることに十分ご留意のうえお申込みください。

② 信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とするユーロ円債の発行体の債務不履行等により、各期の利払金(クーポン)ならびに債券償還金額等が当ファンドに支払われなくなるリスクがあります。このような場合、目標分配額およびボーナス分配額の分配ができなくなることに加え、日経平均株価の動向にかかわらず、当ファンドの基準価額が下落する可能性、ならびに当ファンドが償還時および早期償還時に目標とする償還価額での償還ができず、償還価額が大幅に下落する可能性があります。

また、当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債の発行体に債務不履行が生じる可能性が高まったときには、当該ユーロ円債の信用リスクの上昇から価格は大きく下落する可能性があります。このような場合、委託者の判断により、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあります。なお、当ファンドは、組入れユーロ円債を途中売却した場合でも、第１期から第４期の判定日における日経平均株価が、当初株価比100％以上の水準であれば直後の決算日に早期償還されます。ただし、このような場合、投資元本に目標分配額および第２期以降はボーナス分配額を加えた額で償還を目指す当ファンドの運用目標は達成されない可能性があります。また、途中売却をした場合、その時点で信託契約を解約することが受益者のため有利であると認められる場合には、当ファンドを繰上償還することもあります。その際には、前述同様、当ファンドが償還時に目標とする償還価額での償還ができない可能性があります。

なお、当ファンドにおいては、原則組入れ時にAA－（スタンダード・アンド・プアーズ社）以上、もしくはAａ3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行する公社債（ユーロ円債）に投資することにより、信用リスクの低減に努めます。

公社債の格付けについて

格付機関名	S&P社	Moody's社	
格付（信用力）高い↑	AAA	Aaa	投資適格格付（投資適格債）
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	投機的格付（高利回り債）
	B	B	
	CCC	Caa	
格付（信用力）低い↓	CC	Ca	
	C	C	
	D		

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け機関（スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）社等）によって格付けがなされています。格付け機関ごとに定めた記号等（AAA、Aaaなど）によって公社債の信用力が表わされ、格付けされた債券のうち債務を履行する能力が十分あり、投資するに適するものを投資適格格付けといいます。

AAおよびAaは、最上位格付け（AAA、Aaa）に次ぐ高いカテゴリーの格付けに位置しており、更にAA/AaからCCC/Caまでのカテゴリー内では相対的強さを表す「＋、符号なし、－」、「１、２、３」の記号が付されております。「AA－」および「Aa３」は、最上位格付けから４番目に高い信用力を有する格付けにあり、S&P社の格付けでは、「債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付けとの差は小さい。」と定義されています。

③ 銘柄集中リスク

当ファンドは、原則として一定の性質を有するユーロ円債に集中投資をします。（当ファンドの設定額やユーロ円債の発行体の資金調達条件等により、単一銘柄に集中投資する可能性もあります。）また、原則として、投資した公社債の銘柄の入れ替えは行わず当該公社債が償還されるまで保有します。このため、当ファンドの当該期間中の基準価額は、より多くの銘柄に分散投資し銘柄の入れ替えを行う一般的な公社債を主要投資対象とするファンドに比べ、設定時に組入れた公社債（ユーロ円債）の価格変動の影響を大きく受けます。また、信用リスクが顕在化した場合など、流動性が著しく低下し、一部または全部売却ができなくなり、そのためファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

④ 一部解約にかかるリスク

当ファンドの一部解約については、平成20年１月25日から平成24年12月３日までの毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を解約請求受付日としております。特別な場合を除いて、原則として前述以外の日における一部解約の実行はできません。なお、各判定日において早期償還条件を満たし、直後の決算日において早期償還を行うこととなった場合、当該判定日の翌営業日以降は一部解約の実行の請求は行えません。また、一部解約の請求額が多額と判断される場合または取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことがあり、直ちに一部解約をできないリスクがあります。

一部解約の際に適用される解約価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額となります。この場合の基準価額は、信託期間末の償還価額のように、株価観測期間中の日経平均株価が当初株価比60%未満の水準まで値下がりしなければ基準価額の元本割れを防ぐことを目指すような手当ては一切行っておりません。したがって、一部解約時の市場環境等によっては、前述の市場リスク、信用リスク、銘柄集中リスク等の影響を大きく受ける可能性があります。なお、前述の、2 投資方針（3）運用体制 ②ファンドの投資プロセスに記載されている償還価額（目標）はあくまでも信託終了時において当ファンドが目標とするものであり、期中の一部解約時におけるものではありません。

⑤ その他の留意点

当ファンドの当初株価の算出期間、早期償還の判定日、株価観測期間ならびに最終株価の算出日において、取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または、日経平均株価に関する先物取引が停止される場合などには、当初株価の算出期間、早期償還の判定日、株価観測期間ならびに最終株価の算出日が変更されること、または、組入債券の計算代理人(引受証券会社等)により適切と判断される値をもって日経平均株価を算出する場合があります。

各取引所や市場において、何らかの理由（取引規制、システムトラブル等）により現物取引等が円滑に行えなくなった場合等、意図した運用ができない可能性があります。また、何らかの理由により日本経済新聞社（同社より指数算出業務の委託を受けた者を含みます。以下同じ。）または取引所等において日経平均株価を計測・発表できない状況となった場合には、組入債券の計算代理人（引受証券会社等）により適切と判断される値をもって日経平均株価を算出する場合があります。なお、日経平均株価が日本経済新聞社により修正された場合には、原則として翌日までに修正された場合に限り修正後の株価を適用いたします。

各市場の大幅な変動や急激な変動により現物取引等が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合等、意図した運用ができない可能性があります。

当ファンドの組入公社債等の取引にかかる取引コストやファンド運営に予想外の費用（税率の変更等を含みます。）等が必要となった場合などには、ファンドの当初の運用目標が達成されないことがあります。

当初株価の算出期間、早期償還の判定日、早期償還日(決算日)、株価観測期間ならびに最終株価の算出日等に関する日程については、有価証券届出書提出日時点において知り得る暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合、当該期日は変更になることがあります。

なお、募集金額が５億円に満たない場合、または当ファンドに関係する投資環境等が変化した場合には、ファンドの設定を中止することがあります。

(2) リスク管理体制

① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

② 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

受益権１口当たり262.5円(税込)を上限に販売会社が独自に定める額とします。

申込手数料については、委託者の照会先(ホームページアドレス http://www.mizuho-am.co.jp/、電話番号 0120-324-431 受付時間：営業日の午前９時～午後５時)または販売会社までお問い合わせください。

※ 申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は、申込金額（受益権１口当たりの発行価格１万円）の中に含まれます。

※ 販売会社が定めた申込手数料が１口当たり262.5円(税込)未満の場合は、申込手数料の上限額との差額を受益者に返戻します。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、毎計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に年率0.5775%（税込）の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期間を最初の６ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間（以下「半期」といいます。）の末日に、当該半期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬率の配分は、以下の通りです。

信託報酬	配　分		
	委託者	販売会社	受託者
年率0.5775%(税込)	年率0.38325%(税込)	年率0.15750%(税込)	年率0.03675%(税込)

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎半期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

③ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

① 個人の受益者に対する課税

収益分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申

込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成24年12月31日まで	7%	－	3%	10%
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	－	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成24年12月31日まで	7%	－	7%
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	－	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。
※ 上記「課税上の取扱い」の内容は平成23年12月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。
※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

５ 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年2月10日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	社債券	イギリス	1,118,512,644	95.81
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	48,818,083	4.18
合 計 （純資産総額）		―	1,167,330,727	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）
（注３）上記の国／地域は当該資産の発行体の国籍を示します。なお、上記日付において保有する資産は全て本邦通貨建て資産です。

(2) 【投資資産】(平成24年2月10日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率(%)	償還期限	通貨	数量(券面総額)	帳簿価額 単 価(円)	帳簿価額 金 額(円)	評価額 単 価(円)	評価額 金 額(円)	投資比率(%)
1	シティバンク インターナショナル ピーエルシー	社債券	イギリス	1.66	2012年12月17日	日本円	1,176,510,000	96.68	1,137,556,076	55.40	651,786,540	55.83
2	ＵＢＳ銀行ロンドン	社債券	イギリス	1.66	2012年12月17日	日本円	811,980,000	96.68	785,022,264	57.48	466,726,104	39.98

投資有価証券の種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	95.81
合 計		95.81

② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】
平成24年2月10日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

1期	平成20年12月26日	1,550	1,734	5,316	5,945
2期	平成21年12月28日	1,858	1,886	6,630	6,730
3期	平成22年12月27日	1,556	1,579	6,595	6,695
4期	平成23年12月26日	1,129	1,149	5,522	5,622
	平成23年2月末日	1,562	―	6,786	―
	平成23年3月末日	1,434	―	6,262	―
	平成23年4月末日	1,424	―	6,384	―
	平成23年5月末日	1,376	―	6,272	―
	平成23年6月末日	1,357	―	6,357	―
	平成23年7月末日	1,349	―	6,381	―
	平成23年8月末日	1,231	―	5,833	―
	平成23年9月末日	1,194	―	5,709	―
	平成23年10月末日	1,226	―	5,911	―
	平成23年11月末日	1,152	―	5,585	―
	平成23年12月末日	1,127	―	5,514	―
	平成24年1月末日	1,145	―	5,762	―
	平成24年2月10日	1,167	―	5,870	―

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	629.00
2期	100.00
3期	100.00
4期	100.00

③ 【収益率の推移】

期	収益率（%）
1期	△40.55
2期	26.60
3期	0.98
4期	△14.75

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）第１期の収益率は、期初の基準価額を１口あたり１万円として計算。なお当該価額には、申込手数料ならびに消費税等相当額が含まれております。
（注３）小数点第３位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】
下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	294,129	2,410	291,719
2期	―	11,489	280,230
3期	―	44,241	235,989

4期	―	31,490	204,499

（注）第１期の設定口数は当初申込期間中にかかる設定口数をいいます。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドの申込期間は、平成19年12月５日から平成19年12月25日までとします。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えにまたは設定日に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、信託設定により生じた受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、信託設定により生じた受益権については設定日に振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(3) 取得申込者は、受益権を10口以上１口単位または10口以上10口単位をもって購入することができます。申込単位は販売会社により異なります。

(4) 取得申込にかかる受益権の価額は、１口当たり１万円とします。なお、当該価額には、１口当たり262.5円(税込)を上限に販売会社が独自に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（５％、以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれており、当該上限額（１口当たり262.5円（税込））が設定日に信託財産中から支弁されます。

(5) 販売会社が独自に定めた申込手数料（受益権１口当たり）が262.5円(税込)未満の場合、申込手数料上限額および当該申込手数料上限額にかかる消費税等相当額の中から、その差額（１口当たりの申込手数料上限額と当該販売会社が独自に定める１口当たりの申込手数料額との差額に、取得申込みを行った受益者の取得申込口数を乗じて得た金額ならびにその金額に対する消費税等相当額）を当該受益者に対し返戻します。

(6) 申込期間中に受領した申込金額については、信託設定日までの期間については利息を付しません。

(7) 募集金額が５億円に満たない場合、または当ファンドに関する投資環境等が変化した場合には、ファンドの設定を中止することがあります。

２ 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、平成20年１月25日から平成24年12月３日までの毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を解約請求受付日として、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、各判定日（毎年12月８日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。以下同じ。）において早期償還条件を満たし、直後の決算日において早期償還を行うこととなった場合、当該判定日の翌営業日以降は一部解約の実行の請求は行えません。

(2) 前記(1)の規定にかかわらず、受益者(受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人)は次の事由により平成20年１月25日以降平成24年12月３日以前において、委託者に１口単位をもって、その請求日を一部解約の請求受付日とする一部解約の実行を請求することができます。ただし、各判定日において早期償還条件を満たし、直後の決算日において早期償還を行うこととなった場合、当該判定日の翌営業日以降は一部解約の実行の請求は行えません。

① 受益者が死亡したとき。
② 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
③ 受益者が破産手続開始決定を受けたとき。
④ 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
⑤ その他①～④に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき。

(3) 受益者は、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載

または記録が行われます。これらの場合において前記(2)に規定する事由によりその請求をするときは、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。なお、この場合には、当該事由を証する所定の書類が販売会社に提示され、販売会社が一部解約の実行の請求の事務処理を行う日をもって、一部解約の実行の請求受付日とします。

(4) 解約請求のお申込み締切時間※は、原則として委託者および販売会社の営業日の午後３時までとします。なお、締切時間を過ぎた場合はお申込できません。

※ 解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了した時間とします。

(5) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、委託者の照会先(電話番号 0120-324-431 受付時間：営業日の午前９時～午後５時)または販売会社までお問い合わせください。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

(6) 解約代金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して、７営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(7) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(8) 委託者は、一部解約の請求金額が多額と判断される場合、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が前記(1)および(2)に規定する一部解約の請求を受付けない日である場合には、この計算日以降の最初の一部解約請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(5)の規定に準じた価額とします。

３ 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

受益権１口当たりの純資産額である基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額については、委託者の照会先(ホームページアドレス http://www.mizuho-am.co.jp/、電話番号 0120-324-431 受付時間：営業日の午前９時～午後５時)または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

基準価額は、原則として、委託者の各営業日に計算されます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成19年12月27日から平成24年12月26日とします。ただし、後述「(5)その他 ① 信託契約の解約 １．」に該当する場合は、信託期間終了前に信託契約を解約し、信託を終了させます。

(4) 【計算期間】

１．当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月27日から翌年12月26日までとします。

２．上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始される

ものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成24年12月26日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

1．委託者は、判定日における日経平均株価が、当初株価比100%以上となった場合には、受託者と合意のうえ、直後の決算日においてこの信託契約を解約し、信託を終了（早期償還）させます。なお、日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または、日経平均株価に関する先物取引が停止される場合などには、当初株価の算出期間、早期償還の判定日が変更されること、または、組入債券の計算代理人(引受証券会社等)により適切と判断される値をもって日経平均株価を算出する場合があります。

2．委託者は、次のいずれかに該当する場合、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託者は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託者による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

ａ 信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

ｂ やむを得ない事情が発生したとき。

ｃ 信託契約の一部解約により、受益権の口数が５万口を下回ることとなる場合。

3．1．または2．により信託契約を解約する場合には、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

4．委託者は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

ａ 委託者が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

ｂ 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

ｃ 受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合において、委託者が新受託者を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

1．委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「② 信託約款の変更等」および「③ 書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2．委託者は、前記1．の事項（前記1．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託者による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。

3．この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4．委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 書面決議

1．委託者は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ａ 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など

ｂ 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など

２．書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下この２.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

３．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

４．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

５．信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記1. の通知書面に付記します。

④ 償還金の支払い

償還金は、原則として、償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに販売会社において、支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対し、お支払いします。

⑤ 委託者の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥ 関係法人との契約の更改ならびに受託者の辞任および解任に伴う取扱い

１．委託者と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則２年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 有価証券報告書、運用報告書等

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間終了毎に「有価証券報告書」を、計算期間開始後６ヵ月経過毎に「半期報告書」を提出します。また委託者は、計算期間の終了後毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

４ 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託者の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託者に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行うために委託者が書面決議を行う場合、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は、当該書面決議において、自己に帰属する受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者はかかる書面決議について賛成するものとみなします。

(6) 書面決議に反対した場合の買取請求権

書面決議に基づき解約または重大な約款の変更等を行う場合、当該書面決議に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、書面決議にかかる通知書面に付記します。

第３　【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、第 3 期計算期間（平成21年12月29日から平成22年12月27日まで）及び、第 4 期計算期間（平成22年12月28日から平成23年12月26日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第 3 期計算期間（平成21年12月29日から平成22年12月27日まで）及び、第 4 期計算期間（平成22年12月28日から平成23年12月26日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

ＭＨＡＭインカム追求型株価参照ファンド０７－１２

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期計算期間 (平成22年12月27日現在)	第4期計算期間 (平成23年12月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	109,953,454	71,687,584
社債券	1,513,109,595	1,083,244,065
未収入金	―	10,680,040
未収利息	1,184,102	1,024,602
流動資産合計	1,624,247,151	1,166,636,291
資産合計	1,624,247,151	1,166,636,291
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,598,900	20,449,900
未払解約金	37,380,000	10,968,160
未払受託者報酬	442,648	378,378
未払委託者報酬	6,513,441	5,567,322
その他未払費用	24,184	19,260
流動負債合計	67,959,173	37,383,020
負債合計	67,959,173	37,383,020
純資産の部		
元本等		
元本	2,359,890,000	2,044,990,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△803,602,022	△915,736,729
元本等合計	1,556,287,978	1,129,253,271
純資産合計	1,556,287,978	1,129,253,271
負債純資産合計	1,624,247,151	1,166,636,291

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期計算期間 (自 平成21年12月29日 至 平成22年12月27日)	第4期計算期間 (自 平成22年12月28日 至 平成23年12月26日)
営業収益		
受取利息	43,725,375	36,390,932
有価証券売買等損益	△27,071,211	△237,446,020
その他収益	776,088	700,708
営業収益合計	17,430,252	△200,354,380
営業費用		
受託者報酬	963,176	801,971
委託者報酬	14,172,507	11,800,070
その他費用	164,039	142,696
営業費用合計	15,299,722	12,744,737
営業利益又は営業損失（△）	2,130,530	△213,099,117
経常利益又は経常損失（△）	2,130,530	△213,099,117
当期純利益又は当期純損失（△）	2,130,530	△213,099,117
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△944,240,441	△803,602,022
剰余金増加額又は欠損金減少額	162,106,789	121,414,310
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	162,106,789	121,414,310
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	23,598,900	20,449,900
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△803,602,022	△915,736,729

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第 3 期計算期間 （自 平成21年12月29日 至 平成22年12月27日）	第 4 期計算期間 （自 平成22年12月28日 至 平成23年12月26日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法により時価に基づいて評価しております。	社債券 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成21年12月29日から平成22年12月27日までとなっております。	――――――――

（貸借対照表に関する注記）

項　目　　期別	第 3 期計算期間 （平成22年12月27日現在）	第 4 期計算期間 （平成23年12月26日現在）
1 計算期間末日の受益権総口数	235,989口	204,499口
2 元本の欠損金額	純資産額は元本を803,602,022円下回っております。	純資産額は元本を915,736,729円下回っております。
3 期末１口当たりの純資産の額	6,595 円	5,522 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 3 期計算期間 （自 平成21年12月29日 至 平成22年12月27日）		第 4 期計算期間 （自 平成22年12月28日 至 平成23年12月26日）	
1 分配金の計算過程 計算期間末に以下の費用控除後の配当等収益29,201,741円（１口当たり110円）を分配対象収益として、23,598,900円（１口当たり100円）を分配金額としております。		1 分配金の計算過程 計算期間末に以下の費用控除後の配当等収益24,346,903円（１口当たり111円）を分配対象収益として、20,449,900円（１口当たり100円）を分配金額としております。	
A 当ファンドの配当等収益	44,501,463円	A 当ファンドの配当等収益	37,091,640円
B 経費	15,299,722円	B 経費	12,744,737円
C 費用控除後の配当等収益（A－B）	29,201,741円	C 費用控除後の配当等収益（A－B）	24,346,903円
D 当ファンドの当期末残存受益権口数	235,989口	D 当ファンドの当期末残存受益権口数	204,499口
E 当ファンドの期中平均残存受益権口数	263,329口	E 当ファンドの期中平均残存受益権口数	219,167口
F 分配可能額（C×D／E）	26,169,885円	F 分配可能額（C×D／E）	22,717,458円
G １口当たり分配可能額（F／D）	110円	G １口当たり分配可能額（F／D）	111円
H １口当たり分配額	100円	H １口当たり分配額	100円
I 収益分配金額(H×D)	23,598,900円	I 収益分配金額(H×D)	20,449,900円

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

第 3 期計算期間 （自 平成21年12月29日 至 平成22年12月27日）	第 4 期計算期間 （自 平成22年12月28日 至 平成23年12月26日）
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	――――――――

1.金融商品の状況に関する事項

項目	第 3 期計算期間 （自 平成21年12月29日 至 平成22年12月27日）	第 4 期計算期間 （自 平成22年12月28日 至 平成23年12月26日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。	同左

	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2.金融商品の時価に関する事項

項目	第 3 期計算期間 （平成22年12月27日現在）	第 4 期計算期間 （平成23年12月26日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 社債券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 社債券 同左 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

第 3 期計算期間（自 平成21年12月29日 至 平成22年12月27日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	117,276,432
合計	117,276,432

第 4 期計算期間（自 平成22年12月28日 至 平成23年12月26日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	△125,420,210
合計	△125,420,210

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期計算期間 （自 平成21年12月29日 至 平成22年12月27日）	第 4 期計算期間 （自 平成22年12月28日 至 平成23年12月26日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

期別 項　目	第 3 期計算期間 （平成22年12月27日現在）	第 4 期計算期間 （平成23年12月26日現在）
1　設定年月日	平成19年12月27日	平成19年12月27日
設定元本額	2,941,290,000 円	2,941,290,000 円
期首元本額	2,802,300,000 円	2,359,890,000 円
元本残存率	80.2 %	69.5 %

（4）　【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

ＭＨＡＭインカム追求型株価参照ファンド０７－１２　（平成23年12月26日現在）

種類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券					
	日本・円	ＵＢＳ銀行ロンドン	868,480,000	473,929,536	
		シティバンク インターナショナル ピーエルシー	1,176,510,000	609,314,529	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	2,044,990,000 2 95.9%	1,083,244,065 100.0%	
社債券 合計				1,083,244,065	
合計				1,083,244,065	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年2月10日現在）

Ⅰ 資産総額（円）	1,168,779,393
Ⅱ 負債総額（円）	1,448,666
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	1,167,330,727
Ⅳ 発行済口数（口）	198,849
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	5,870

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託者は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年２月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成24年２月末日現在)

① 会社の組織図

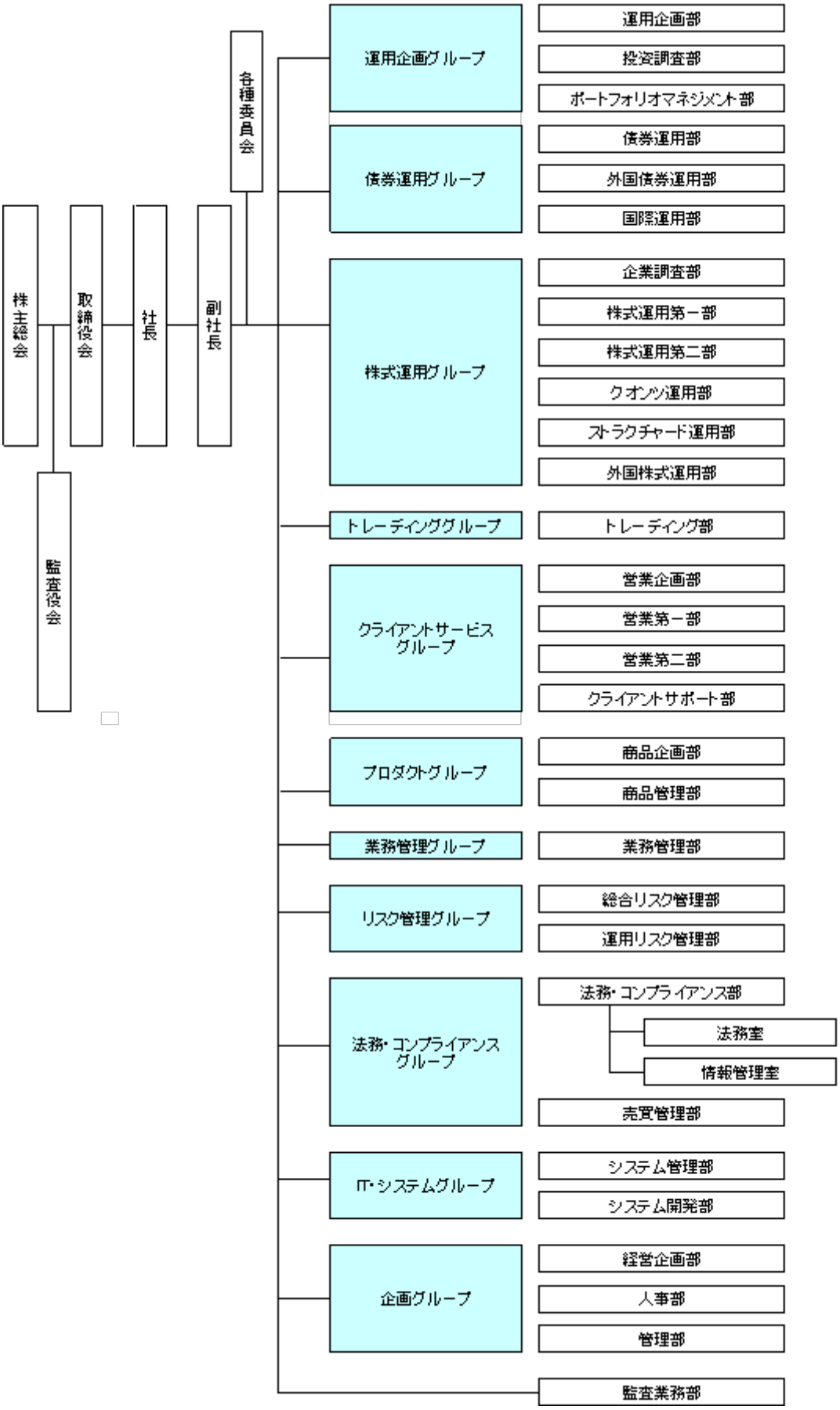

② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月１回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成24年2月10日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	264,144,328,852
追加型株式投資信託	222	1,880,756,795,041
追加型金銭信託受益権投資信託	12	15,443,228,451
単位型株式投資信託	34	46,205,353,027
合計	283	2,206,549,705,371

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第48期事業年度（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

２　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第47期事業年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）の財務諸表、並びに、第48期事業年度（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第49期中間会計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年９月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：　千円）

	前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,962,298	17,848,912
有価証券	25,030	-
前払費用	101,789	91,124
未収入金	56,345	51,199
未収委託者報酬	1,736,677	1,635,237
未収運用受託報酬	519,373	526,034
繰延税金資産	179,238	263,378
その他流動資産	187,561	228,835
貸倒引当金	△ 1,156	△ 884
流動資産合計	17,767,158	20,643,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	233,974	207,834
工具、器具及び備品（純額）	148,659	115,354
リース資産（純額）	11,463	8,058
有形固定資産合計	※１　394,097	※１　331,247
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	3,223	454
その他無形固定資産	332	260
無形固定資産合計	※１　16,303	※１　13,461
投資その他の資産		
投資有価証券	5,758,174	4,190,463
長期差入保証金	577,286	559,445

会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	190,588	207,457
その他	95,443	140,554
投資その他の資産合計	6,640,992	5,117,421
固定資産合計	7,051,393	5,462,130
資産合計	24,818,551	26,105,968
負債の部		
流動負債		
預り金	44,204	285,398
リース債務	4,832	4,084
未払金		
未払収益分配金	1,321	1,207
未払償還金	50,792	32,283
未払手数料	721,668	693,495
その他未払金	15,880	26,013
未払金合計	789,661	753,001
未払費用	1,049,138	1,085,250
未払法人税等	24,004	461,816
未払消費税等	38,231	127,164
賞与引当金	353,700	362,900
その他流動負債	3,124	4,510
流動負債合計	2,306,897	3,084,126
固定負債		
リース債務	17,633	13,548
長期未払金	3,465	585
役員退職慰労引当金	110,811	124,019
時効後支払損引当金	19,417	22,848
その他固定負債	7,175	11,477
固定負債合計	158,502	172,478
負債合計	2,465,399	3,256,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計	15,679,773	16,216,701
株主資本合計	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88,695	△ 129,413
評価・換算差額等合計	△ 88,695	△ 129,413
純資産合計	22,353,152	22,849,363
負債純資産合計	24,818,551	26,105,968

(2) 【損益計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,222,190	15,714,059
運用受託報酬	2,125,489	2,105,654
営業収益合計	16,347,680	17,819,713
営業費用		
支払手数料	6,371,967	7,221,248
広告宣伝費	309,057	217,500
公告費	2,709	1,613
調査費		
調査費	744,358	851,875
委託調査費	3,116,185	3,481,162
図書費	7,190	7,175
調査費合計	3,867,734	4,340,213
委託計算費	161,203	189,795
営業雑経費		
通信費	59,337	57,494
印刷費	239,050	197,595
協会費	15,895	15,614
諸会費	2,757	2,538
その他	66,123	45,376
営業雑経費合計	383,164	318,620
営業費用合計	11,095,835	12,288,994
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,028	140,726
給料手当	2,197,825	2,223,520
賞与	310,145	330,317
給料合計	2,647,998	2,694,564
交際費	175	275
旅費交通費	77,055	72,288
租税公課	50,080	53,128
不動産賃借料	503,050	500,251
退職給付費用	144,536	185,741
福利厚生費	358,974	378,153
貸倒引当金繰入	153	-
賞与引当金繰入	353,700	362,900
役員退職慰労引当金繰入	30,697	33,409
固定資産減価償却費	94,529	76,786
諸経費	335,956	348,764
一般管理費合計	4,596,907	4,706,262
営業利益	654,937	824,456
営業外収益		

受取配当金	1,744	1,653
有価証券利息	482	39
受取利息	29,132	13,971
有価証券解約益	41,491	6,289
有価証券償還益	6,237	479
時効到来償還金等	8,350	18,752
雑収入	19,778	61,172
営業外収益合計	107,217	102,359
営業外費用		
有価証券解約損	46,089	5,719
有価証券償還損	-	8
ヘッジ会計に係る損失	-	11,980
時効後支払損引当金繰入額	10,277	8,108
雑損失	13,602	18,507
営業外費用合計	69,969	44,323
経常利益	692,186	882,491
特別利益		
受取和解金	-	458,469
特別利益合計	-	458,469
特別損失		
投資有価証券評価損	29,794	32,118
投資有価証券売却損	-	32,800
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	13,083
和解費用	-	45,425
特別損失合計	46,837	123,427
税引前当期純利益	645,348	1,217,534
法人税、住民税及び事業税	250,604	573,776
法人税等調整額	32,840	△ 73,074
法人税等合計	283,445	500,701
当期純利益	361,902	716,832

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		

前期末残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,550,806	5,546,588
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計		
前期末残高	15,683,990	15,679,773
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	15,679,773	16,216,701
株主資本合計		
前期末残高	22,446,065	22,441,848
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
純資産合計		

前期末残高	22,343,771	22,353,152
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	9,380	496,211
当期末残高	22,353,152	22,849,363

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 (2) 無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左

(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 時効後支払損引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	6 ヘッジ会計の方針 同左
7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
―――――――	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が4,756千円、税引前当期純利益は17,840千円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
（損益計算書） 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。	（損益計算書） 前期まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「ヘッジ会計に係る損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「ヘッジ会計に係る損失」の金額は1,727千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

（時効後支払損引当金） 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額的重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。	―――――――

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年３月31日)		当事業年度 (平成23年３月31日)	
※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額		※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	
建物	100,662千円	建物	125,887千円
工具、器具及び備品	309,801千円	工具、器具及び備品	326,576千円
リース資産	28,441千円	リース資産	23,644千円
ソフトウェア	40,224千円	ソフトウェア	15,999千円
その他無形固定資産	513千円	その他無形固定資産	585千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年６月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

１）配当金の総額　366,120,360円
２）１株当たり配当額　348円
３）基準日　平成21年３月31日
４）効力発生日　平成21年６月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

１）配当金の総額　179,903,970円
２）配当の原資　利益剰余金
３）１株当たり配当額　171円
４）基準日　平成22年３月31日
５）効力発生日　平成22年６月16日

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

１）配当金の総額　179,903,970円

２）１株当たり配当額	171円
３）基準日	平成22年３月31日
４）効力発生日	平成22年６月16日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの	
平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
１）配当金の総額	357,703,800円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	340円
４）基準日	平成23年３月31日
５）効力発生日	平成23年６月15日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１．ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「３ 固定資産の減価償却方法」 に記載のとおりであります。	１．ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
（３）未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
（４）未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
（５）長期差入保証金	577,286	576,349	△936
資産計	23,125,941	23,125,004	△936
（１）未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（※１）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
（２）投資有価証券			
その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
（３）未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
（４）未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
（５）長期差入保証金	559,445	559,292	△153
資産計	24,456,107	24,455,953	△153
（１）未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年３月31日)

１ その他有価証券

種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	19,760	14,345	5,414
② 債券	25,030	25,008	21
③ 証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	43,610	63,670	△ 20,060
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	3,635,744	3,794,116	△ 158,372
小計	3,679,354	3,857,786	△ 178,432
合計	5,330,306	5,479,852	△ 149,546

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	10,800	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	10,800	-	-

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円)	解約・償還損の合計額（千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円（非上場株式29,794千円）減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年３月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	54,139	83,790	△ 29,651
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,237,688	2,454,593	△ 216,904
小計	2,291,828	2,538,383	△ 246,555
合計	3,886,476	4,104,674	△ 218,197

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	1,857	-	△ 382
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	△ 382

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円)	解約・償還損の合計額（千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	25,000	-	△ 8
③ 証券投資信託	1,370,297	6,769	△ 5,719
合計	1,395,297	6,769	△ 5,727

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について17,254千円（上場株式17,254千円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年３月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	△7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
合計			294,768	-	9,307

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成23年３月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	△11,477
合計			259,542	-	△5,072

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１ 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２ 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注１)	577,943千円
② 年金資産		656,904千円
③ 退職給付引当金		―
④ 前払年金費用		78,961千円

(注１) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３ 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注１)	144,536千円
② 退職給付費用		144,536千円

(注１) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１ 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２ 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注１)	634,292千円
② 年金資産		768,441千円
③ 退職給付引当金		―
④ 前払年金費用		134,149千円

(注１) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３ 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注１)	185,741千円
② 退職給付費用		185,741千円

(注１) 確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
１ 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産	１ 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

有価証券償却超過額	13,915千円
ソフトウェア償却超過額	111,021千円
賞与引当金損金算入限度超過額	143,920千円
退任役員退職年金未払金	3,240千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	6,912千円
時効後支払損引当金	7,900千円
その他有価証券評価差額金	60,850千円
その他	81,394千円
繰延税金資産小計	460,278千円
評価性引当額	△58,322千円
繰延税金資産合計	401,956千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△32,129千円
繰延税金負債合計	△32,129千円
繰延税金資産の純額	369,827千円

有価証券償却超過額	19,964千円
ソフトウェア償却超過額	109,432千円
賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円
退任役員退職年金未払金	1,409千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	39,103千円
時効後支払損引当金	9,297千円
資産除去債務費用	7,259千円
その他有価証券評価差額金	88,784千円
その他	133,834千円
繰延税金資産小計	587,870千円
評価性引当額	△62,448千円
繰延税金資産合計	525,421千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△54,585千円
繰延税金負債合計	△54,585千円
繰延税金資産の純額	470,836千円

２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
（調整）	
評価性引当額	2.12%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05%
住民税等均等割	0.59%
その他	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%

２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１株当たり純資産額 21,246.82円	１株当たり純資産額 21,718.48円
１株当たり当期純利益金額 343.99円	１株当たり当期純利益金額 681.35円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 361,902千円	損益計算書上の当期純利益 716,832千円
普通株式に係る当期純利益 361,902千円	普通株式に係る当期純利益 716,832千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

（単位： 千円）

	第49期中間会計期間末 (平成23年９月30日現在)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,197,856

有価証券		20,851
未収委託者報酬		1,544,294
未収運用受託報酬		945,508
繰延税金資産		179,721
その他		294,152
貸倒引当金		△ 995
流動資産合計		20,181,388
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		197,015
工具、器具及び備品（純額）		127,334
リース資産（純額）		6,760
有形固定資産合計	※1	331,110
無形固定資産		13,097
投資その他の資産		
投資有価証券		4,009,230
長期差入保証金		521,824
繰延税金資産		216,662
その他		172,277
投資その他の資産合計		4,919,995
固定資産合計		5,264,202
資産合計		25,445,590
負債の部		
流動負債		
リース債務		3,826
未払金		698,664
未払費用		1,045,246
未払法人税等		192,972
未払消費税等		71,950
賞与引当金		332,860
その他		73,601
流動負債合計		2,419,121
固定負債		
リース債務		11,783
役員退職慰労引当金		137,587
時効後支払損引当金		21,462
その他		735
固定負債合計		171,568
負債合計		2,590,689
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		2,266,400
その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		128,584

その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,125,578
利益剰余金合計	16,258,763
株主資本合計	23,020,838
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 165,937
評価・換算差額等合計	△ 165,937
純資産合計	22,854,901
負債純資産合計	25,445,590

(5) 中間損益計算書

（単位： 千円）

		第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
営業収益		
委託者報酬		8,360,403
運用受託報酬		1,113,420
営業収益計		9,473,824
営業費用及び一般管理費	※1	8,866,349
営業利益		607,474
営業外収益		
受取配当金		1,483
受取利息		5,984
有価証券解約益		4,113
有価証券償還益		2,019
時効到来償還金等		2,018
その他		9,738
営業外収益計		25,358
営業外費用		
有価証券解約損		15,045
時効後支払損引当金繰入額		19,272
その他		3,871
営業外費用計		38,190
経常利益		594,642
特別利益		
受取和解金		120,735
特別利益計		120,735
特別損失		
投資有価証券売却損		35,755
和解費用		2,335
特別損失計		38,091
税引前中間純利益		677,287
法人税、住民税及び事業税		178,012
法人税等調整額		99,509
法人税等合計		277,522
中間純利益		399,765

(6) 中間株主資本等変動計算書

（単位： 千円）

	第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,266,400
当中間期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	
当期首残高	2,450,074
当中間期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	
当期首残高	4,716,474
当中間期末残高	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	128,584
当中間期末残高	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	104,600
当中間期末残高	104,600
退職慰労積立金	
当期首残高	100,000
当中間期末残高	100,000
別途積立金	
当期首残高	9,800,000
当中間期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,083,517
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	6,125,578
利益剰余金合計	
当期首残高	16,216,701
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	16,258,763
株主資本合計	

当期首残高	22,978,776
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	23,020,838
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	△36,523
当中間期末残高	△165,937
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	△36,523
当中間期末残高	△165,937
純資産合計	
当期首残高	22,849,363
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	5,537
当中間期末残高	22,854,901

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
１ 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
２ 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第49期中間会計期間末 (平成23年９月30日現在)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額	496,660千円

（中間損益計算書関係）

	第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

※１ 減価償却実施額	有形固定資産 無形固定資産	33,171千円 364千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第49期中間会計期間（自 平成23年４月１日至 平成23年９月30日）

１ 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２ 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年６月14日 定時株主総会	普通株式	357,703千円	340円	平成23年３月31日	平成23年６月15日

（リース取引関係）

第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
１ ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （１）リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 （２）リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「２ 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

第49期中間会計期間末(平成23年９月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位： 千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,197,856	17,197,856	-
（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,726,094	3,726,094	-
（３）未収委託者報酬	1,544,294	1,544,294	-
（４）未収運用受託報酬	945,508	945,508	-
（５）長期差入保証金	521,824	520,684	△1,139
資産計	23,935,578	23,934,438	△1,139
（１）未払手数料	660,033	660,033	-
負債計	660,033	660,033	-
デリバティブ取引（※１）			

①ヘッジ会計が適用されているもの	735	735	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券および投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第49期中間会計期間末（平成23年９月30日現在）

１ その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	15,824	20,120	△4,295
② 証券投資信託	3,710,269	3,985,753	△275,484

小計	3,726,094	4,005,873	△279,779
合計	3,726,094	4,005,873	△279,779

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成23年９月30日現在）

１ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

２ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当中間会計期間末（平成23年９月30日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 62,370 253,260	 - -	 1,470 △735
合計			315,630	-	735

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。 なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第49期中間会計期間（自 平成23年４月１日至 平成23年９月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第49期中間会計期間（自 平成23年４月１日至 平成23年９月30日）

１ 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２ 地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３ 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（一株当たり情報）

第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

１株当たり純資産額	21,723.74円
１株当たり中間純利益金額	379.97円

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）算定上の基礎

１　１株当たり中間純利益金額

中間損益計算書上の中間純利益	399,765千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益	399,765千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

（重要な後発事象）

第49期中間会計期間末（平成23年９月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額（百万円）	事業の内容
(1) 受託者	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	静銀ティーエム証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社北日本銀行	7,761	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社紀陽銀行	80,096	
	株式会社筑邦銀行	8,000	
	株式会社福邦銀行	4,300	

(注)資本金の額…平成23年９月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに償還金、収益分配金および一部解約金の支払い等を行います。

３ 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年３月23日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託者の概要＞

名　　称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第３ 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成23年３月22日 有価証券報告書

平成23年９月22日 半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成２４年２月１７日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭインカム追求型株価参照ファンド０７－１２の平成２２年１２月２８日から平成２３年１２月２６日までの第４期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭインカム追求型株価参照ファンド０７－１２の平成２３年１２月２６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月１４日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第４８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２３年１２月６日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第４９期事業年度の中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年２月25日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　樽本 修平 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭインカム追求型株価参照ファンド０７－１２の平成21年12月29日から平成22年12月27日までの第３期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭインカム追求型株価参照ファンド０７－１２の平成22年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲はXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２２年６月１５日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第４７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。